

## 楊守敬旧蔵本将門記仮名点の性格：その字音語表記 をめぐって

安田，博子  
九州大学大学院修士課程

<https://doi.org/10.15017/12161>

---

出版情報：語文研究. 35, pp.25-38, 1973-08-31. 九州大学国語国文学会  
バージョン：  
権利関係：



# 楊守敬旧蔵本將門記仮名点の性格

—その字音語表記をめぐって—

安田博子

平將門の、所謂天慶の乱の顛末を記した將門記の伝本で、現在世に伝わっている諸本中最も重んじられているのは、群書類従に収録されている所の大須本、すなわち、真福寺本將門記と、今一つ、楊守敬本將門記の二本であろう。うち、真福寺本將門記については、迅く山田孝雄博士の解説が付されて、古典保存会から影印本が刊行されており、その国語学的な研究も、古い

所では、岡田希雄氏「將門記攷——將門記の訓点上」（立命館文学二の三）、「將門記の訓點——將門記攷の統篇」（同二の七）をはじめとして、平井秀文氏「承德本將門記の訓點」（国語国文5・10）、小林芳規氏「將門記承德点本の仮名遣をめぐって」（国文学攷49）等の諸論考が公にされている。

このように、將門記承德点の訓点については、幾つかの研究発表が為されているにもか、わらず、楊守敬本將門記のそれについては、諸書に引用されているのを、折々目にはするがこれのみを単独に取りあげて論じたものを知らない。先に掲げた小

林芳規氏の論考では、真福寺本と楊守敬本とを比較検討されているが、その重点はやはり真福寺本の方に置かれているのである。將門記研究の基礎資料として、早稲田大学から出版された「將門記・研究と資料」（昭35）は、真福寺本、楊守敬本、抄略本を校合し、校異を記して研究の大きな助けとなつてゐるがそれとても特に訓点のみを取り上げたものではない。

以上、將門記の訓点研究の一応の概略を示してみたが、楊守敬本將門記仮名点については、殆ど研究が為されていないといふ現状は一見して知られる所である。そこで、本論文では、貴重古典籍刊行会の影印本に拠つて、楊守敬本の仮名点の、それも今回は特に、字音語の表記をめぐつて行なつた調査の結果を報告したいと思ふ。

## 二

真福寺本將門記の書写加点の時期は、その識語から承德三年（一〇九九）と確定されて、それに誤りはないが、（但し、少数ながら異筆の訓点が混入している）楊守敬本の方は、加点時

を示す積極的な証拠が全くないために、字体より推定を下す他ない状態である。古典籍刊行会本の山田忠雄氏の解説に拠れば「真福寺本の丁寧にして字畫正しく法に適へるとは著しき対照をなす」達筆で書かれ、このような書風は「平安朝期の古文書には往往、見受ける處、本書も亦その例に洩れるものではなからう」ということである。氏は、この本を抄略本系統の古本として重要視されており、その施された訓点についても、仮名字体に古体を存するものが見受けられること等から、この本の書写を「真福寺本に先立つこと、十数年若しくは、数十年」という見解をとっておられる。小林芳規氏も亦、「楊守敬本將門記は、院政初期頃の書写で同期の仮名が施されており、承德本に先行する。」(先掲論文)と、山田氏の考えに従う。

しかし、果してそう言い切れるであろうか。本文自体についてならばいざ知らず、施された仮名点にまでこの見解を当てはめることが可能であろうか。

楊守敬本將門記の仮名字体に、三種の別のあることは、既に山田氏の指摘されているところであるが、それらをすべて一律に、院政初期写と言いつつてしまふことに對して、ある危懼を抱かすにはいられない。仮名点の施された時期を内部徴証から求めようと試みる所以である。記述にあたって、仮名を分類指示する際に、一応便宜的に、山田氏の所謂、第一種・二種・三種の別に従ふこととする。第一種の仮名は、本文と同筆と思われるもので数もすくない。第二・第三種の仮名がそれに繼ぐ。

### 三

楊守敬本將門記の漢字には、かなり詳細にその漢字の音訓や声点を示す点が付されている。或る場合にはそれは、類音字であつたり、或る場合には仮名であつたりはするが、数の上から言えば、真福寺本の数倍にのぼるものである。以下、この楊守敬本に施された仮名点を対象として (1)三内撥音の表記、(2)入声音の表記、(3)拗音の表記、(4)その他、の場合について、順次述べていくことにする。三種の仮名については、特にさしつかえない場合はこれを一括して取り扱い、問題となる箇所限り、適宜その旨を断ることにした。

#### (1)三内撥音の表記

真福寺本に於いて、唇内舌内喉内の三内撥音尾を大体に正しく識別したことは既によく知られ(先掲諸論文参照)このことは、院政初期に三内撥音を区別していた事実を示すものとして、しばしば引かれるところである。参考のために一部を掲げると次のようになる。

唇内撥音 m……………ム表記  
 飲 寝 朕 鴟 鈕 他(例外、廉 讒)  
 舌内撥音 n……………マレんで表記  
 胤 儘 魂 楯 舜 矚 惶 羶 他(例外、恤 籟)  
 喉内撥音 ㄱ……………ウレ表記  
 庸 空 鞞 悵 縱 𠄎 加 他

ㄱ 韻尾を表わすために、通常 n 韻尾を表わすレを用い、舌内撥音に対してはマという特殊な記号を考案している点に注意を

引く。㊦尾音に明確な撥音的要素を与えんがための配慮であらうけれども、後述する楊守敬本の㊦韻尾表記との関連において意味深いものである。

楊守敬本での表記は次の如くであり、真福寺本とはかなり趣きを異にしている。

唇内撥音 m

原則としてム表記であるが、中に、唇内撥音を表わす「レ」を使用しているものが見られる。真福寺本では唇内舌内両撥音を混用することはない。

ム表記

任国 任用 緋襟 寝食 鴉毒 (深撰)  
息男 讒人(二例) 讒 清廉 檢 黙定 内監 (咸撰)

レ表記

沈吟 朕位 (深撰)  
檢封 檢 (二例) 巡檢 (咸撰)

零表記

欠負 (咸撰)

深撰の誤用例は二例とも頭音に舌音字を持つている。咸撰所屬字で誤っているのは「檢」のみで四例を数えるが、正しく記したのも一例見えている。仮名は、深撰の二例は第三種、他は第二種に属する。第一種の仮名は「讒將門身」25<sup>2</sup>と見えている一例だけで、「レ」を用いたものはない。

舌内撥音 n

舌内撥音の表記は、大筋のところは舌内韻尾を表わす符号として最も一般的な「レ」を用いているが、かなり複雑な入りくんだ表記が見られる。

レ表記

恩澤 (二例) 平民 吏民 貧人 珍財 讒人 (二例)  
秦 嘔噁 仁祠 数旬 淮南子 駿馬 印鑑 四陣  
公損 寸法 靈魂 花門 黄昏 恪謹 清文 蚊虻  
忿怒 郡司 (臻撰)  
韓了 韓朋 漢王 對掉 一旦 且暮 歎念 東岸  
段歩 謀計 叛 前後 先年 糶 權守 (三例) 発遣  
遺 歎害 誼詔 言上 坂東 (二例) 宛枉 弁濟 札奠

ム表記

太政大臣 蹂躪 運 (臻撰)  
閑居 歎息 韓朋 蘭花 案 百懸 忿怒 覽拳 (山撰)

ウ表記

中句 侘人 (臻撰)  
賊難 (山撰)

零表記

後陣 千刃 惡神 巡檢 庸民 新司 新皇  
分散 郡司 (臻撰)  
判官代 晏居 (山撰)

舌内撥音を表わしている仮名を種類別に整理してみると、ほぼ次のようになる。

即ち、「レ」を用いるのは、第一、二、三種のどの仮名にも共通しているが、量的には、第一種で書かれているのは「漢王」「先年」「札奠」(但し、第一種の仮名の上に第二種が重ねられている。)の三例くらいのもので、「後陣」「千刃」「巡検」「分散」の如く、表記しないことの方が多し。第一種仮名によるもの以外は、第二種仮名によるものと第三種仮名によるものとの用例、相半している。「ム」「ウ」表記しているのは、大部分第二種で、一例「忿怒」の「ム」が第三種のように見えるが「レ」「ム」を重ね書きにして、いずれとも判読しがたい。もしこれが「レ」であるならば、n 韻尾を「ム」に表記しているのは第二種の仮名だけということになる。「ウ」表記も第二種仮名による。これらのことは、第二種の仮名の性格を考える上にかなり重大な意味を持っているのではないかと思われる。

喉内撥音

「ウ」で表記されているものが最も多いのは当然であるが、稀に「レ」「ム」等で示される。

- ウ表記
- 忠行 リレウ
  - 律中 リレウ
  - 公損 ウツン
  - 坂東 ハネトウ
  - (三例)
  - 東岸 トウガン
  - 鴻基 コウキ
  - 由弓 ユウキウ
  - 孟冬 モウトウ
  - 兇賊 キウソク
  - 庸民 ユウミン
  - 縦谷 ジュツコク
  - 愴忙 ソウメイ
  - 七重 シチユエ
  - 任用 ニョウヨウ
  - (通撰)
  - 郎邦郡 ロウポウクン
  - (江撰)

- 本皇 ホンノウ
- 郎頭 ロウトウ
- 総忙 ソウメイ
- 狼戾 ロウレイ
- 暴悪之行 ボウアクノユク
- 忠行 チュウコウ
- 慷慨 カウカイ
- 相違 ソウイ
- 調望 テウボウ
- 方王 ホウオウ
- 楊家 ヤウカ
- 養由 ヤウユウ
- 逃亡 トウボウ
- 懶悵 ランテウ
- (右撰)
- 蚊虻 モンモウ
- 生分 シウブン
- 孟冬 モウトウ
- 猛 マウ
- 猛悪 マウアク
- 廳座 テイザ
- (梗撰)
- 韓朋 カンポン
- 承引 ジュウイン
- (會撰)
- 藤氏 トウジ
- 乘馬 ジョウバ
- 能才 ノウサイ
- 勝訴 ショウソ
- 愛興 アイキョウ
- 凌轢 レイレキ
- 李陵 レイレイ
- (二)

レ表記

- 政 セイ
- (梗撰)
- 零表記
- 棘楓 セキフウ
- 新皇 シンノウ
- 漢王 カンオウ
- (右撰)
- 降魔 カウマ
- (江撰)

その他、注目すべきものとして次のような人名がある。

英保純行 (梗撰)

通例「エイ」と写される「英」字を 韻尾の撥音に引かれたのか、n 韻尾の「ナ」で受けている。和名抄には、播磨国の地名「英保」に対して「安母」と仮名書きしたものがあ

播磨国鏡磨郡 英保安母 (⑧11才)

最後に 0 韻尾を表記している仮名について言うならば、「ウ」を以て写すのは三種の仮名に共通、「レ」は第三種、「ム」を用いるのは第二種に限られている。先の舌内撥音の所で「n」をウ表記にしたのも第二種の仮名であったことが思い返される。楊守敬本將門記に於ける三内撥音の表記状態は以上の如くで

ある。第二種の仮名が非常に面白い性格を有していることは、すぐ知られる。その特殊さを一言で言うならば、舌内撥音 n に對して喉内撥音 *ŋ* を表わす「ウ」を用いることがあること。喉内撥音 *ŋ* に對して唇内撥音を表わす「ム」を用いることがあるということ、この二点に尽きる。

第一種の仮名には、m n の乱れがないこと、*ŋ* 韻尾を表わすには「ウ」のみを用いること、n 韻尾を表わす「レ」も数は多くなく、むしろ表記しない場合の方が多いこと等は、その付された時代の古さを物語っているように思われる。第一種の仮名が本文の書写と同時に書き加えられたという推定は、こゝに於ては、首肯されるのである。第三種の仮名は、三種のうち最も遅れて書き入れられたものである。しかし、唇内撥音を舌内撥音に誤ることはあるが、その逆は、存疑の一例「忿怨」を除いて無く、喉内撥音を舌内に誤つたものが一例見られるだけである。(政セレ)

以下、これらの事実に対し詳しく検討を加えて見よう。

先ず、m と n の混同について。この二音の区別は、大体院政期から鎌倉初期頃まではまだ盛んに行なわれていて、混同例は少数であり、この二音の仮名の混用が激しくなるのは鎌倉中期以降であるというのが定説になっている。資料によっては早い時期から区別しない特殊なものも存するが、<sup>(註1)</sup> 大概はこの線に認められている。現に、將門記承徳三年点でも m n の書き分けに混同のないことは前に見た通りであり、時代を同じくする他の資料にあたって見ても一二の例外は存するが、<sup>(註2)</sup> 大体に於て区別が認められるのであって、これらの資料に比すれば、楊守敏

本の表記の混淆は多いとは言えないが決して少ない方ではない。今少し時代を下つた所の資料にあたると、次第に混用例の増加してくるのがわかる。例えば、

法華百座聞書抄 (院政末写)

m 閻魔 甘露 無漸  
n 残害 淨飯王 宣旨 (誤用例) 乱 肉団 翻訳

(王朝文字。法華百座聞書抄特集号「本文における撥音三種(唇内と舌内)三内入声の表記」大久保強氏)

高山寺本古往来 (院政末写)

m 厭却 塩梅 感悅 欠失 勘當 禁倉 今歳 検田  
n 所犯 任 (誤用例) 蒙付 遊宴 窟山 延引 煙爵 閑居 看督 去年

高野山西南院藏 和泉往来 (文治二年写)

m 誤用例のみ (沈滞 禁 金烏 面談 兼 襟)  
n 坂東 新司 山華 親昵 緩々 昏 旬 晨

図書寮本宝物集 (伝康頭筆) 院末政 (鎌倉初)

m 禁野 皇輿石 公任  
n 郭臣 鬢 宣婆城 伊尹 顔淵 遺長 (勾踐 紅顔 繁昌 千幅)

の如くである。

続いて喉内撥音 *ŋ* の表記を検討してみよう。喉内撥音尾の音が不安定で、その表記が古くから浮動しているのはよく知ら

れている。例えば、石山寺藏法華義疏長保二年（一〇〇二）点では、 $\text{ŋ}$  韻尾が「ム」「ム」「ム」「ウ」と三様に表記されているが、これは未だ、 $\text{ŋ}$  韻尾の表記体系の確立していない状態を示すものであるとするのが普通である。それが時代が下るにつれ、 $\text{m}$  韻尾には「ム」、 $\text{n}$  韻尾には「レ」、 $\text{ŋ}$  韻尾には「ウ」という表記が固定するに至る。真福寺本の承徳点もそうであったし、この楊守敬本も原則としてはこの体系にのっとっていると言える。さて、こゝで、これまで言及するのを避けていた才二種の仮名の特殊な表記に目をやることにしよう。

$\text{n}$  韻尾をウ表記にした「中旬」「恁人」「賊難」の三語、これに、同様の例として 真福寺本の「讒劔」「清廉」の二例を加える。唇内撥音のウ表記である。真福寺本将門記には、承徳三年点の他に、後の書き入れになる別筆仮名が混入しているが、今揚げた二例は、その別筆仮名によるものである。このような相似た二つの表記形式は、真福寺本の別筆仮名と楊守敬本の才二種の仮名とは、その施点の時代が極めて接近していることを予想させる。これに、更に、楊守敬本の喉内撥音ム表記の「東土」「岡崎」の二例を加え、才三種に属する仮名を用いているが喉内撥音を「レ」で表記した「政セレ」、更に、效撰 $\text{u}$  母音を「ム」で表記した「奥州」照穆 $\text{u}$  の例を合わせれば、おぼろげながら才二種の仮名の輪郭が浮かび上ってくる。才二種の仮名及び真福寺本別筆仮名の以上の如き表記の意味は、次の二点に集約される。即ち、

その1  $\text{ŋ}$  韻尾は撥音としての性格を明確に有していること。  
その2 その音価は、 $\text{n}$  韻尾とも  $\text{m}$  韻尾とも異なるが、どち

らかと言えは  $\text{m}$  韻尾に近く、 $\text{u}$  母音とも以かよつた点があること。

$\text{ŋ}$  韻尾の撥音性ということを考える時、直ちに思い起されるのは、 $\text{ŋ}$  韻尾が往々にして  $\text{n}$  韻尾を表わす符号で表わされたり、或はその逆になったりすることがあるという事実である。承徳点に於て、 $\text{ŋ}$  韻尾に「レ」を用いていることは既に見た。唇内舌内両撥音尾は正しく書き分けられているにもか、わらず、喉内撥音尾の表記にのみ混乱のある資料は折々見受ける所である。また、十二世紀初頭あたりから  $\text{ŋ}$  韻尾を「レ」や「ム」で書き表わす資料が多くなるのはよく知られている。

このような現象は、 $\text{ŋ}$  韻尾に撥音としての性格を強く認めるようになって来た結果として生じたものであろう。そして、今揚げた多くの例は、すべてこの線上に位置するものである。 $\text{ŋ}$  韻尾の音価に関しては、様々な方向から様々な論じられている。亀井孝氏は、喉内韻尾を表記する「ウ」に対して鼻母音〔 $\text{u}$ 〕を推定され（「孤コンコンと題して話したことも」國語と國文学27・2）浜田敦氏は、マ行バ行四段の音便に、撥音便ウ音便の両形があることを根拠として、撥音と喉内尾音相互間には、音韻上の區別は存しなかつたと、亀井氏の説を支持されている。（「音便——撥音便とウ音便との交渉」——國語國文23・3）

また、字音の連濁現象が  $\text{m}$   $\text{n}$  韻尾のみならず  $\text{ŋ}$  韻尾の後に起ることから、「天台宗真言宗等の誦經音においては、 $\text{ng}$  韻尾を效撰等の  $\text{u}$  韻と區別し、鼻音的に発音した時代があつた」とされた奥村三雄先生の御論考は（「字音の連濁について」國語國文21・5）

先の二氏の説を更に強固にするものであると思われる。

そして、楊守敬本及び真福寺本別筆仮名に見られる特殊な字音表記は、以上のようなㄱ韻尾に関する諸説を完全に裏付けることを可能にする。

先ず才一段階として、喉内韻尾の持つ撥音の性質が強調され前面に押し出されてくる。その結果、その音を表わすに「ウ」を用いないで「ム」という唇内撥音符を以てする。(東土、崗崎)それは、「ウ」では喉内撥音の持つ鼻音(ㄱ)の性質を表わせなかつたからに他ならない。けれども、ㄱ韻尾の撥音が更に強くなると「ウ」という符号自体にも撥音を表わす力が備わって、唇内撥音を表記する箇所にあられわたり(清廉 讒劔) m 韻尾、n 韻尾の近い関係から、舌内撥音までも表わすことになったのである。(中句、侘人 賊難)そして、遂には本来 u 母音であった効撰に属する字音までも喉内撥音の(ㄱ)と誤ってム表記にすることになってしまった。(奥州 照穆)才三種の仮名による「政セレ」では、ㄱ韻尾を舌内撥音符「レ」で表わしている。

ㄱ韻尾を表わすのに「ム」を用いて「レ」を用いないこと、マ行バ行四段の撥音便は一般にム表記にされてレ表記にしないこと等は、この喉内撥音の音価が n よりもむしろ m により近いものであろうことを想像させる。但し、m の音と同じものでないことは、明覚の「悉曇要訣」に「日本ニハカムテヲカウデトイフ。スムテヲスウデトイフ」とあることで明らかである。

更に傍証を挙げよう。「多治真人助真」という人名がある。「真人」は恐らく初めは「真人」であつたらう。それが、商

人↓アキウト↓アキムトとなるのと同じ音変化で、マヒト↓マウト↓マムトと撥音化したのではないか。「法華経準字」に「穴太郎の間人」(中一8才)と見えていることは、この推定の一証となり得ると考える

これも人名であるが、「英保純行」(楊49-4 真509、18ウ1)という訓も、ㄱ韻尾の撥音性を意識した表現だと言えよう。「英」字の喉内韻尾を忠実に伝えたものとしては、慈光寺藏大般若経字音点(院政期加點)に、「英傑」という語が見えているが、(松尾捨氏「慈光寺藏大般若経字音点について」国語学3)喉内撥音を「ナ」とn韻で表わした「英」の訓は、「英」よりもいっそう徹底した表記をとっていると考えるのである。

以上、述べ来たつた所の三内撥音表記の状態を、他の資料に見出せないものかと調査した結果、高野山西南院藏の「和泉往来」の字音表記が、ほとん類似した様相を呈していることを発見した。次の如くである

「和泉往来」に於ける撥音表記

り韻尾	ウ表記	證 <small>シ</small> 繼 <small>シ</small> 升 <small>シ</small> 廣 <small>シ</small> 松 <small>シ</small> 鐘 <small>シ</small> 東 <small>シ</small> 匠 <small>シ</small> 紅 <small>シ</small>
レ表記	桑 <small>シ</small> 章 <small>シ</small> 光 <small>シ</small> 紅 <small>シ</small> 動 <small>シ</small> 羊 <small>シ</small> 滄 <small>シ</small> 樣 <small>シ</small> 芳 <small>シ</small>	
n 韻尾	レ表記	坂 <small>シ</small> 新 <small>シ</small> 山 <small>シ</small> 親 <small>シ</small> 緩 <small>シ</small> 昏 <small>シ</small> 旬 <small>シ</small>
ウ表記	堪 <small>シ</small> 晨 <small>シ</small> 鎮 <small>シ</small> 姻 <small>シ</small> 歛 <small>シ</small> 蔭 <small>シ</small>	
m 韻尾	レ表記	寢 <small>シ</small> 沈 <small>シ</small> 禁 <small>シ</small> 金 <small>シ</small> 談 <small>シ</small> 兼 <small>シ</small> 襟 <small>シ</small>
ウ表記	任 <small>シ</small> 金 <small>シ</small>	

u 母音    ウ 表記    旧 キウ    辨 ベン    叟 ソウ    奥 オウ  
レ 表記    老 ロウ    鷗 ウ    奥 オウ

将門記の用例が、各々二三例ずつで微弱であったのとは対照的に、用例も豊富で、表記字面の上からだけ見ると、u 母音、m 韻尾、n 韻尾、ŋ 韻尾の音価に全く区別のないようにさえ見える。しかし、基本的には将門記の場合と全く変わらない。「和泉往来」の書写加点は、奥書によって文治二年と知れるが、この院政最末期前後に、短期間ではあるがこのような激しい音韻変化現象が起り、楊守敬本将門記の才二種仮名と真福寺本の別筆仮名とは、その現象の初期の様相を呈していると考えてよいであろう。

## (2) 三内入声の表記

唇内入声 P

原則として「フ」で表記するが「ウ」を用いるものも多ク相半する。

フ 表記	未葉	龜甲	牒 (二例)	(咸撰)
	堵邑	本邑		(深撰)
ウ 表記	劫略	龜甲	移牒	牒状
	出入			(咸撰)
				(深撰)

真福寺本に於いても「ウ」「フ」表記混用して殆ど変らない。唇内入声韻尾が表記の上では「フ」としてあらわれても、音韻的には效撰平声所属の音と区別がつかなくなっているため、逆に效撰所属の文字に対して入声音を表わす「フ」を用いていることもある。

開笑 カイキョウ 到来 トウライ 御教書 ゴキョウショ

更には 撫育之方 重賦。

のように、遇撰の u 母音に入声の声点を付すことさえ行なっている。

平安末期写の九条家本法華経音に「本入声ナルヲ平声呼フ妙法 小劫 三業」とあつて、入声音であつた「フ」が「ウ」となつて平声に転じたことを言っているのは、よく知られている所である。将門記の訓点は、真福寺本、楊守敬本を問はず、この事実を証拠立てていることになるが、真福寺本の場合 P 入声を「ウ」としたものが二語三例

牒 テ (8 オ 2、15 オ 1) 葉 エフ (16 ウ 5)

存するだけで——しかも牒 (15 オ 1) 葉 (16 ウ 5) は別筆——、その逆の例はないことなどから、その加点が楊守敬本にや、先んじて行なわれたことが窺われる。P 入声を「ウ」とするのは、殆ど才二、三種の仮名であるが、唯一例、牒 (14・2) のみは才一種である。真福寺本の才一次仮名に於ける誤りも、この語だけであることを考え合せると、他の語に比して早く開音節化したのかも知れない。ウ母音を「フ」としたのは、二、三種の仮名ばかりで、才一種に属するものはない。予想される所である。

舌内入声<sup>t</sup>  
ツ表記が専らであるが、中に「チ」「レ」「ウ」等で示すものが混じる。

ツ表記  
末葉<sup>カウハ</sup> 謁望<sup>タウセム</sup> 達<sup>サイ</sup> 刹帝<sup>キ</sup> 欽損<sup>サセウ</sup> 草竊<sup>ケツセイ</sup> 契清  
佛神<sup>チ</sup> 懣懣<sup>(臻撰)</sup> (山撰)

チ表記  
農節<sup>(山撰)</sup>

レ表記  
律中<sup>(臻撰)</sup>

ウ表記  
渤海国<sup>(臻撰)</sup>

零表記  
察<sup>ハコ</sup> 跋躑<sup>ハス</sup> 発向<sup>ハケレ</sup> 発遣<sup>(山撰)</sup>  
実否<sup>(臻撰)</sup>

舌内入声の「ツ」或は「チ」表記は問題ないが、オ二種の仮名で書かれた「律中」及び「渤海国」の例が注意を引く。真福寺本別筆仮名には全く同じ例が含まれている。

渤海国 (真福寺本 20オ4)

楊守敬本の仮名と真福寺本別筆仮名との共通部分が多い事は既に見て来た通りであるが、この例また、完全に一致する。

楊守敬本のオ二種の仮名では「ウ」を舌内撥音に用いること、真福寺本の別筆仮名では唇内撥音に対して用いることは、先の

三内撥音の表記の所で述べた。とすれば、ここは舌内入声<sup>t</sup>を撥音符で表わしたことになる。「律中」の例と同じ表記形式を有することになる。

舌内入声<sup>t</sup>と舌内撥音<sup>n</sup>とを共通の符号で表記することは、まだ表記体系の確立していなかった時期を除けば、十二世紀の初頭から、次第に用例を増していくようである。

東寺観智院本 (不空羅素神呪心経(永長二年、康和三年点))  
箴<sup>ム</sup> 絶セ一<sup>潔ケ</sup> 截セ<sup>ン</sup> 蝸<sup>カレ</sup> 撥ハレ  
悉<sup>レ</sup> (一レはnを表わす符号)

西南院本甘露軍荼利菩薩供養念成就儀軌(康和二年、同三年点)  
退失<sup>レ</sup> 珂雪<sup>セ</sup>

高山寺藏大毗盧遮那佛経疏(永保二年移点)

千葉中山寺法華経寺三教指帰注(院政末写)

高山寺本古往来<sup>ハレカウ</sup> 発向<sup>ダ</sup> 察<sup>サレス</sup>  
架王<sup>ツ</sup> 渤海国 (小林芳規氏「日本語の歴史 解釈と鑑賞」 昭44 12)

高野山西南院藏・和泉往来<sup>ハレカウ</sup> 察<sup>サレス</sup> 呬<sup>サ</sup> 拔萃<sup>ダ</sup> 達

逆に、舌内撥音を「ツ」で表記したものも見えている。  
辰吻<sup>シヒ</sup> (和泉往来) 寸断<sup>ソクダ</sup> (高山寺本古往来)

明覚の「悉曇要訣」には、近キンとキツ 篇センとセツ サンとサツ 舜シユンとシユツと通じさせることを言い、悉地<sup>シツダ</sup> 酸

シンチ) 針頭魔 (ハントマ) 阿弥陀仏 (アマダブツ) 見山 (ケンザン) ケ (サン) などを連声の例として挙げてゐる。n t 両音の調位置が非常に近くなっていることを物語るものである。字音の連濁現象の例外として、奥村先生が挙げられた (奥村先生先掲論文) 薄伽 (神変加持経) 佛堂 (小原流魚山声明) のき入声韻尾の連濁も、この入声音の音価と深い関係があるように思われる。

喉内入声 K

大概「ク」「キ」表記で問題ないが「レ」を用いるものが一例混じてゐる。

ク表記  
 服従 (ヘイキヤ) 誅害 (シウガイ) 撫育 (ブイク) 除目 (ジヨク) 照穆 (シヨク) 稻穀 (タウカク) 穀米 (コク)  
 毒 (ドク) 東把 (トウバ) 嘸戀 (フイレン) 郭撲 (クワク) (通撰)  
 貴閣 (キカク) 惡神 (アクシ) 邪惡 (ジャウ) 猛惡 (マウ) 恪謹 (カクジン) 郭漢 (クワハン) 侘人 (ワチヤ) 到着 (トウチウ)  
 虜掠 (ロリョク) 定額 (テイガク) 白芥子 (ハクカイシ) 呵嘖 (カハク) 譴責 (センサイ) 兵革 (ヘイカク) 苦役 (クヤク) (梗撰)  
 恩澤 (オンタク) 友剋 (ユウカク) 賊難 (ソクナン) 兇賊 (キウソク) 賊類 (ソクルイ) 相国 (ソウコク) 息男 (ソクナウ) 棘楓 (セキフウ) 寢食 (シンシヨク) (曾撰)  
 キ表記  
 夷狄 (エイテツ) (梗撰) 矯饒 (キウニョウ) (曾撰)  
 レ表記  
 筑波山 (チクハツヤマ) (通撰)  
 零表記  
 宿世 (ソクセ) (通撰) 百討百中 (ヒヤクトヒヤクチュウ) 百懸 (ヒヤクケン) (梗撰)

レ表記にするもの一例を見る。第一種の仮名で、去声点が付されている。先に舌内入声尾音がレ表記されることについて述べたが、それとほぼ同様の事が言えそうである。数的には、t 入声の場合よりもずっと少ない。K 入声音を「レ」で写した例は、高山寺古往来に

足下

とある例を知るだけである。この逆の例は、西南院本甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌康和点に

金剛焚香の印を結へ

とある。先の「薄伽」(神変加持経)はK入声尾音の連濁である。

(3) 拗音の表記

楊守敬本将門記の拗音表記については、既に小林芳規氏が「将門記承徳点本の仮名遣をめぐって」(国文学攷49)及び「拗音表記の沿革」(王朝文学9)の中で取り扱われており、付け加えるべきことは殆どない。一応拗音の表記を列挙しておく。

(イ) 開拗音

類音字表記、ヤ行表記(共に少数) 直音表記の三種が見えている。

類音字表記

仲和 太政大臣 掌人 言上

ヤ行表記

逝去 居住 定額 古郷 虜掠 憫悵

直音表記  
 阿噴 譴責 主 主 從 阿閑梨 黎庶 服從 從兵  
 從 縱容 生分 承引 乘馬 寢食 中甸 數句  
 淮南子 巡檢 百懸 轉楓 晏居 閑居 邪惡 (二例)

ヤ行表記の例は、三種の仮名が混用されているが、直音表記にする多くの例は、一、二の例外(淮南子二種 乘馬三種)を除いて才二種の仮名で書かれている。真福寺本が、楊守敬本と対照的にヤ行表記することについては小林芳規氏の論に詳しい。いずれにせよ、訓點資料には一般に少ないとされている直音表記が多く用いられているのは、將門記の資料としての性格によるものであろうか。つまり、純粹な仏典でも漢籍でもないのに、さほど厳密さを要求されなかつた、或は規範意識が薄かつたというような事情を考慮すべきであるかもしれない。特に才二種仮名に於てはそうである。同じく変体漢文の資料である「和泉往来」も、ヤ行表記と同時に多くの直音表記を含んでいるという点で、この楊守敬本將門記と共通した性格を有しているように思われる。

「和泉往来」に見える直音表記  
 升 酒 洲 修 數 受 恤 春 首 宿 諸 舒  
 疎 略 処 色 鐘

以上で拗音表記に関して言うべきことは全て述べたが、こゝに一例不可解な例が存する。將門記末尾に見える「邪惡」という語である。直音表記にするならば「サアク」、ヤ行表記にするならば「シヤアク」とあるべき所で、何らかの誤りかとも思わ

れるが、二箇所に現われているので捨て去ることもできない。他には見當らない表記である。(注4)

(ロ)合拗音

合拗音は多く類音字で示され仮名表記になっているものは少ない。

類音字表記

恋懷 貴誨 徘徊 會稽 會稽 (蟹撰)  
 過契 裸形 (果撰) 誼讓 (假撰)  
 郭漢 (宕撰)

ワ行表記

兇賊 (通撰)

真福寺本ではすべて仮名表記によつて表わされている。

千戈 (二例) 會稽 魁師 環儘 郭璞 堯余  
 人竄 思澳 兇叟 兇狂

院政時代前後の合拗音表記の状態は、類音字表記(火鬼化などの固定した字を用いる)仮名表記の混用、訓點資料の場合には仮名表記の占める割合がや、大きいというのが一般の姿であるらしい。(小林芳規氏前掲論文)が、楊守敬本の場合には、類音字表記の比率の方がずっと高く、仮名書きは僅かに一例を数えるのみというのは、むしろ草仮名文獻に於ける合拗音表記と相通する面があるように思われる。幾度も引用するが、また「和泉往

来」をこ、でも参照するならば、次のように類音字が多く、その中に少数の仮名表記が混じっていることを知る。

類音字表記

和風 温和 珍菓 松花 山華 誼譚 懸懷 徘徊  
還懷 一頑 愚頑 州懸 五紘 婦 碧舟

ワ行表記

清懷 拙懷 歡賞 広恩

(4) 豪韻所屬字の表記

豪韻に所屬する字音で頭子音が唇音の場合「オウ」となることは、有坂秀世博士の証明によって明らかになったが、真福寺本、楊守敬本共に「オウ」と表記されている。

真福寺本將門記

褒賞 褒賞

楊守敬本將門記

褒賞 報裁 暴惡

同じく豪韻に屬する「艘」字も、字音仮名遣では、「サウ」とある所であるが歴史的仮名遣としては「ソウ」を取るべきであるとされた同博士の御言葉通り

楊守敬本 七八之艘

と見えている。

(5) 止撰(台)転所屬字の表記

追捕 五衰 秋遺 賊類

すべて「ウ||イ」の形で現われており「キ」となったものはない。

(6) 頭音の仮名遣い

頭音の仮名遣いを誤ったものとして

恩澤

を掲げる。「オ」「ヲ」二音の混乱の結果、それが字音にまで及んだもので、本来なら臻撰影母一等、ア行であるべきものである。

(7) オ段拗長音(エウ・オウの混乱)

通例、漢字音に於いては、通・會撰に屬する字は「イヨウ」・「エウ」・「イヨウ」が混同はなかつたのであるが、院政期になると「エウ」と「イヨウ」が混乱する例を時折見出すようになる。この楊守敬本中にも数例見出すことができる。

愛興 凌轍 李陵(二例) 兇賊

先の四例は會撰蒸韻所屬字、後の一例は通撰鐘韻所屬のそれである。本来ならば「キヨウ」「リヨウ」「クキヨウ(キヨウ)」と書くべき所を、それ／＼「エウ」表記に誤まっているものである。「エウ」が「イヨウ」に誤記される例は見當らない。「凌」例のみがオ二種、他はオ三種の仮名で書かれている。真福寺本の別筆仮名には「エフ(エウ)」を「オウ」で表記した「末葉」の例のあることは広く知られている。

近い資料では「和泉往来」に

棟敷

「高山寺本古往来」には

エウ↓オウ 遼遠 嘲弄 御返抄  
オウ↓エウ 責綾 有綾

と見えているが、鎌倉時代中期頃になるとこの混乱現象が極に達することは、小林芳規氏の調査に詳しい。「鎌倉時代語資料としての草槧本教行信證古点」(東洋大学大学院紀要)

楊守敬本の混同の状態は、そのごく早い時期に位置するものと言えよう。

(8) 鼻音音と長母音

一音節語を長く引いて発音することは平安時代初期から現れているが、この時期にも多いことは、楊守敬本に

緋襟 気色 李陵 虜領 虜掠

等となつてゐることも知れる。一段の一音節語を長音化する例が大半を占めているが、ウ段才段の長音化現象も加わつてゐる。

「和泉往来」に、この現象の最も顕著な現れを見る。

賢虜 愚虜 愚頑 顧 無為 芙蓉 至公 美酒

さて、小林芳規氏は「和泉往来」に見えている所の

穂坂 事山 事山 事山

「高山寺古往来」に見えている所の

自然 恥辱

等の語を、全て、ザ行音の前にくる母音が鼻母音化したものとされ(「国語史料としての高山寺本古往来」高山寺古往来表白集)

ロドリゲス大文典にある、ガザダ行音の直前に来る母音バ行音の前の母音 a が鼻母音に発音されるという記述の溯る例となることを言われている。<sup>注6)</sup>

然して、楊守敬本将門記には、やはりダ行に続いて前の母音が鼻母音化していると思われる例が存するのである。それは次のようなものである。

多治良利 (23・1)

固有名詞ではあるが「多」字の傍に鼻母音を示す符号がはっきりと読みとれる。仮名は才二種であるがその下に才一種の仮名が薄く見えている。

この例を認めるとするならば、濁音の前に鼻母音が来る、或は濁音に鼻母音的な *nasal-glide* が前接する現象は、今少し溯り得ることとなるわけである。

四

以上、楊守敬旧藏本将門記の仮名点の字音表記に関して、様々な方向から眺め、その表記の諸相を検討してきた。私としては先ず、仮名の付された時代を内部徴証によって正しく把握しそれと平行しながら当時の国語の状態を知る手掛りを得ようとしたのである。字音の表記字面のみという限られた範囲ではあるが、調査の結果を要約するならば、従来一括して院政初期加とされてきた楊守敬本の訓点は、決してそれ程古いものではなく、むしろ真福寺本将門記よりも更に馬代を下らせるべきであること、具体的に言うならば、文治二年写の「和泉往来」の時代にまで近付けるべきであるということになる。尤も、仮名

